

板橋区タイムスタンプ取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、粗大ごみ中継所（以下「中継所」という。）における廃棄物受入の効率化を図ることを目的とする。

(受入の確認)

第2条 中継所で廃棄物を受入れたときは、月日及び時刻を同時に打印できるタイムスタンプを使用し、その確認を行うものとする。

(確認方法の代替)

第3条 タイムスタンプの故障その他の原因によりタイムスタンプの使用ができないときは、手書きにより、月日及び時刻を記入し、取扱担当者の捺印により受入の確認をするものとする。

(受入施設)

第4条 タイムスタンプを使用する区内の中継所は、次のとおりとする。

(1) 西台中継所（板橋西清掃事務所） 東京都板橋区西台二丁目39番11号

(月日及び時刻の是正)

第5条 タイムスタンプは、その日の作業開始前に月日、及び時刻を正し、誤りのないようにして使用するものとする。

付 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。